

# 北中城村学校家族休暇制度について

令和8年4月

北中城村教育委員会

学校家族休暇制度とは

子どもが保護者等とともに、学校外での体験や学び等を目的として休暇を取得することを指します。

## 1 目的

子どもたちの平日の休暇取得制度を設けることで、家族で過ごす時間の確保と、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的として児童生徒家族休暇制度を実施します。

## 2 制度の概要

保護者の責任のもとで、保護者等と児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席扱いしません。

## 3 開始について

令和8年4月から開始

## 4 対象

北中城村立小学校及び中学校

## 5 取得できる日数

3日まで（1日単位・分散取得可）

## 6 取得日の取扱い

欠席にはなりません

## 7 取得できない日

（1）入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、教育の日

（2）運動会、各種発表会

（3）修学旅行、野外教育活動

（4）その他、定期テスト、学級、学年、学校全体の活動がある日、各種事業のリハーサル等がある場合はその日も含む

※ 取得にあたっては校長が認める必要があります。

## 8 届出手続き

1週間前までに「申請書」を学校に提出してください。

（各校のHPよりダウンロード可）





Q5 どのくらい前に申請すればよいですか

A 取得の可否を判断する必要があることから、1週間前までの届出をお願いします。

Q6 子どもたちで活動しても大丈夫ですか

A この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆さまに子ども達の安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで受けることができなかった授業については、どのように対応すればよいですか。

A 補習等を行いません。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A 本休暇制度は保護者の責任のもと取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者により安全を確保してください。

学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

所定の条件の元であれば、家族と過ごす時間を作るために平日に学校を休んだとしても欠席にはなりません。

